

規制の事前評価書

1 規制の名称

運転免許の仮停止の対象の拡大

2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

3 評価実施時期及び分析対象期間

- (1) 評価実施時期
平成27年3月
- (2) 分析対象期間
平成25年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行制度においては、酒気帯び運転又は過労運転等（麻薬等運転の場合を除く。以下同じ。）の禁止の規定に違反した場合には、交通事故を起こして人を死亡させたときに限って、当該交通事故を起こした日から起算して30日間の運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止（以下「仮停止」という。）をすることができるが、人を傷つけた者に対しては、仮停止をすることができないこととされている。

しかしながら、酒気帯び運転により交通事故を起こし、人を傷つけた者が、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の処分が決するまでの間に飲酒運転を繰り返し行った事例等があり、このような危険な運転者を可能な限り速やかに道路上から排除する必要がある。

(2) 規制の内容

公安委員会は、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対して仮停止をすることができることとする。

5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項（酒気帯び運転等の禁止）、第66条（過労運転等の禁止）、第103条の2（免許の効力の仮停止）並びに第117条の2の2第3号及び第7号

6 想定される代替案

公安委員会は、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対し、公安委員会の処分が決するまでの間、自動車等の運転を控えるよう任意の協力を求めることとする。

7 規制の費用

(1) 遵守費用

改正案については、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者は、免許の効力が停止されている間、自動車等の運転をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が生じるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。

代替案については、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定されない。

(2) 行政費用

改正案については、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対する免許の効力の仮停止に係る事務が発生するが、既存の仮停止の規制と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

代替案については、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者に対して、自動車等の運転を控えるよう協力を求めるなどの措置が必要となるが、既存の取締り等の手続と一連の体系をなすものであり、新たな行政費用はほとんど生じない。

(3) その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記以外の追加的費用は想定されない。

8 規制の便益

改正案については、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者の免許の効力を仮停止することにより、公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等を防止することが可能となる。

代替案については、任意に運転を控えるよう協力を求めるのみでは、既に酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こしている者が運転を控えることは期待できず、公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等の発生を防止できないおそれがある。

9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

改正案の費用と便益を比較すると、費用はほとんど生じないのに対し、便益の面で、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者による公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等を防止する効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の面では、両者ともに費用はほとんど生じないのに対し、便益の面では、酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者による公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等の防止効果が期待できる改正案は、代替案よりも便益が大きいということが出来る。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

10 有識者の見解その他の関連事項

特になし。

11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況等を勘案し、本規制によってもなお酒気帯び運転又は過労運転等の禁止の規定に違反し、よって交通事故を起こして人を傷つけた者による公安委員会の処分が決するまでの間の交通事故等を防止することが困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。